

# 農中総研 調査と情報

## 2012.3 (第29号)

### ■ 視 点 ■

「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」開設のねらい ..... 岡山信夫 ..... 2

### ■ レポート ■

#### ● 農林水産業 ●

奄美諸島のさとうきび生産と製糖業 ..... 清水徹朗 ..... 4

タイ大洪水による稲作被害とその後 ..... 室屋有宏 ..... 6

#### ● 農漁協・森組 ●

JA の介護保険事業の動向 ..... 小田志保 ..... 8

#### ● 経済・金融 ●

経済成長軽視で困難化したユーロ圏の財政危機

—今後も景気後退と財政問題困難化の悪循環が継続する可能性— ..... 山口勝義 ..... 10

個人向け無担保ローンをめぐるノンバンクと銀行の動向 ..... 岡山正雄 ..... 12

### ■ 寄 稿 ■

福島県における放射能汚染問題

—実態把握を踏まえた安全対策の必要性—

福島大学経済経営学類 准教授 小山良太 ..... 14

### ■ 現地ルポルタージュ ■

地域の人々の生活をサポートして信用事業も伸長

—兵庫県 JA あいおいの取組み— ..... 重頭ユカリ ..... 16

国際農業者交流協会の海外農業研修その 1

—制度の概要と石井理事長のインタビュー— ..... 室屋有宏 ..... 18

アルゼンチンのバイオ燃料事情 ..... 藤野信之 ..... 20

### ■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー ..... 22

### ■ あぜみち ■

300年にわたり連綿と継承されている循環型農業

埼玉県川越農林振興センター三富農業・平地林活用担当 担当部長 岡本幸教 ..... 24

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」 開設のねらい

代表取締役専務 岡山信夫

農林中金総合研究所は、全国農業協同組合中央会(全中)・全国漁業協同組合連合会(全漁連)・全国森林組合連合会(全森連)と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合(農協・漁協・森林組合)が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、新しいホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)～」を3月9日に開設した。<http://www.quake-coop-japan.org/>

その目的は、地域ごとの農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動の記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図るためである。

## 1 地域ごとに異なる復旧・復興の記録

東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600キロにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴がある。被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがある。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるだろう。

それゆえ、それぞれに異なった復旧・復興の記録を地域ごとに残すことが必要になる。

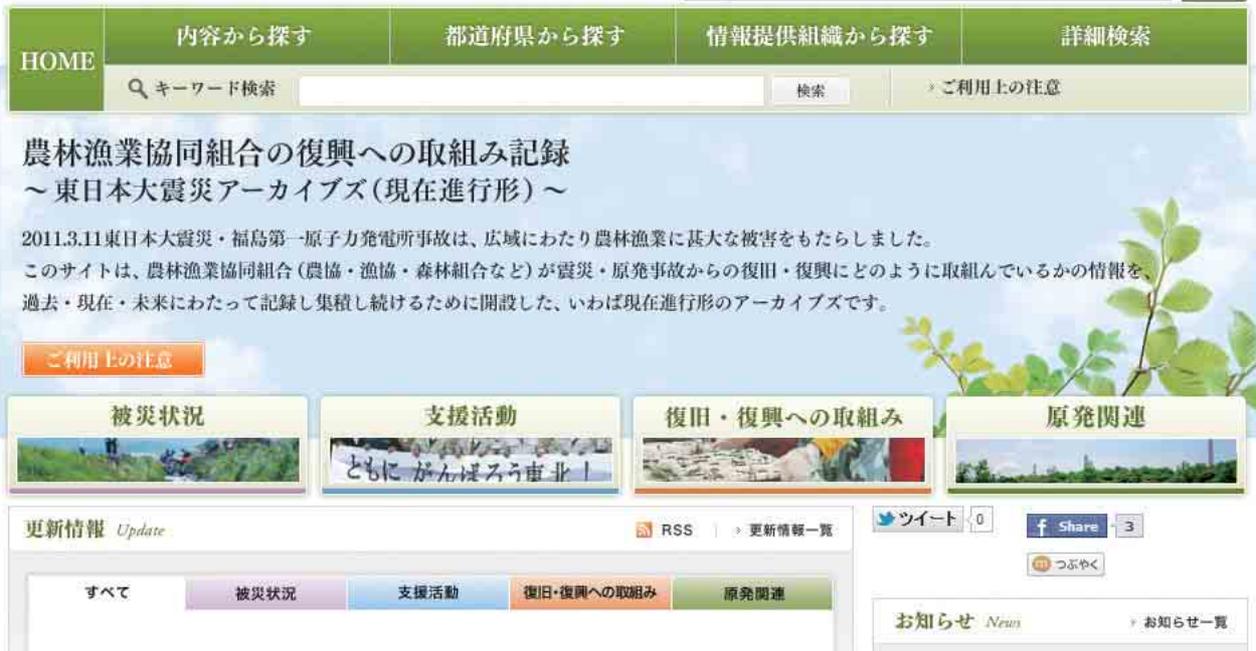
## 2 現在進行形のアーカイブズ

新ホームページ開設時点での情報数は、農協系統の支援情報を中心に600件を数えるが、それは未だ記録の一部にすぎず、今後、さらに多くの記録が寄せられることになるだろう。復興の取り組みはこれからが本番であり、また、原発事故への対応も今後長く続けなくてはならない。さらに、全国・各県からの支援も長期にわたるものになるものと予想される。阪神・淡路大震災では復興に10年以上を費やしたことに鑑みても、東日本大震災からの復興には、さらにそれ以上の長期にわたる取り組みが必要になることが確実である。このアーカイブズも震災後1年間の記録にとどまらず、これから復興が成るまで続く、未来にむけて走り出した、まさに現在進行形のアーカイブズであり、将来永久に残されるものである。

## 3 ホームページの概要

新ホームページに掲載される情報は、全国の農林漁業協同組合から寄せられる公表可能の情報である。開設にあたって、農協系統では全中・各県農協中央会が情報の取りまとめを行い、漁協系統ではまず全漁連の情報から掲載することとし、森林組合系統では全森連を中心に、このホームページも活用して情報を集積していくこととしている。とくに被災県の現場では復旧・復興の実務に追われ、現段階では記録を整備する時間を十分にとることが難しかったことから、多くの記録は今後提供されることになるものと思われる。

掲載情報は、被災状況、支援活動、復旧・



復興への取組み、原発事故関連の4分野に整理され、それぞれ、地域別、取組み主体別、時系列等で、掲載情報をまとめて見ることができるようにしている。例えば、「この一年間の新潟県からの支援状況」を知りたい場合には、地域から新潟県を選択し、分野から支援活動を選択すれば、新潟県からの支援情報をまとめて検索することができる。さらに復興情報や、原発関連情報では、必要に応じて行政情報も掲載していく計画である。例えば各県・市町村の復興情報を各協同組合の活動と併せて見る場合の利便性を考慮し、被災市町村の復興計画等を参照することができるよう準備している。

#### 4 今後の活用に向けて

当総研では、復旧・復興調査研究を最重要課題として位置づけ、昨年4月以降、被災現地を何度も訪問のうえ、被災地の現状や課題についてレポートしてきた(当社ホームページ

に震災復興関連コーナー「東日本大震災復興に向けて」を設置し、関連情報を掲載)。同時に、「農林漁業協同組合の取組みを記録し将来に残していかなければならない」、との思いから記録集積プロジェクトを立ち上げたが、上述のように、被災地域は広範囲にわたり、その取組みも極めて多岐にわたることから、「当社の調査のみでは一定範囲の記録にしかならない」、ということも明らかだった。そこで、全中との協議も経て、インターネット上に各団体からの投稿によるアーカイブズを構築することとしたのである。

新しいホームページの開設は、スタートラインにすぎない。この試みが、今後、農林漁業協同組合各団体の取組みの共通基盤として活用されるよう、さらに多くの団体から掲載情報が提供され、現地の状況や協同組合の貢献を伝え続けられることを期待している。

(おかやま のぶお)

# 奄美諸島のさとうきび生産と製糖業

基礎研究部 副部長 清水徹朗

## 1 はじめに

昨年10月に、野田首相は日本がTPP参加に向けた事前協議を開始することを表明したが、TPPへの参加は日本農業に甚大な影響を及ぼす可能性が高い。TPPの影響は米のみならず小麦、乳製品、砂糖、でんぷんなど多くの農業部門にわたるものであり、TPPが日本農業にどのような影響を与えるかについては個別品目ごとに検討を行う必要があるが、本稿では、このうち砂糖原料生産地域として重要な奄美諸島のさとうきび生産と製糖業について紹介する。

## 2 日本の砂糖原料生産と砂糖制度

日本では、北海道(てんさい)と沖縄県・鹿児島県(さとうきび)で砂糖原料作物を生産しており、国産原料による砂糖生産量は655千トンで、砂糖需要量全体(2,107千トン)の3割を占めている(10年度)。国産砂糖のうちてん菜糖(北海道)が490千トン、甘しゅ糖(沖縄、鹿児島)<sup>(注)</sup>が156千トン、含みつ糖が9千トンで、てん菜糖の占める割合が高い。また、日本の砂糖(粗糖)の主な輸入先は、タイ(517千トン)、豪州(490千トン)、南アフリカ(102千トン)である。

国産原料で砂糖を製造するとコストが高くなるため、日本は国境措置と助成金によって国内での砂糖生産を維持している。日本は精製糖の関税率を高く設定しているため精製糖での輸入はほとんどなく、粗糖の輸入に対して調整金を徴収し、それを財源として生産者・製糖工場に交付金(甘味資源作物交付金、国内産糖交付金)を支給し、砂糖の安定供給を実現している。

## 3 奄美諸島の農業の概況

奄美諸島(奄美群島)は、奄美大島、徳之島、沖永良部島、喜界島、与論島などからなり、鹿児島県に属しているが、奄美市(奄美大島)は鹿児島市から370km、那覇市から300kmの距離にあり沖縄県に近く、特に与論島は沖縄本島から25kmしか離れていない。

奄美諸島全体の面積は1,231km<sup>2</sup>、人口は12万人で、人口減少が続いてきたが、近年は減少率が減速している。奄美諸島のうち面積、人口とも奄美大島が最大であり(面積で66%、人口で56%を占める)、奄美大島は沖縄本島、佐渡島に次ぐ大きな島である。しかし、奄美大島は山地が多く平坦な土地が少ないため耕地面積は2,180ha(耕地率2.7%)に過ぎず、徳之島(6,890ha)や沖永良部島(4,480ha)のほうが耕地面積が大きい。

奄美諸島は南国のリゾート地としてよく知られているが、住民の多くは農業に従事しており、農業は島の経済にとって重要な産業になっている。奄美諸島の農業生産額は294億円であり、このうちさとうきび(94億円)が最大で32%を占め、次いで野菜77億円(うちばれいしょ49億円)、花き50億円、肉牛47億円である。



米はほとんど作っていない。島別に見ると、沖永良部島(113億円)と徳之島(108億円)の2島で75%を占め、奄美大島は28億円、喜界島26億円、与論島20億円である。

奄美諸島の農家戸数は8,149戸(2010年)であり、2000年に比べると16.9%減少している。耕地面積は16,900haであり、1戸当たりの平均耕地面積は2.1haで都府県の平均より大きい。

#### 4 奄美諸島のさとうきび生産

鹿児島県全体のさとうきび生産量は648千トン(うち奄美諸島450千トン、種子島198千トン)であり、沖縄県(820千トン)の8割程度である(10年産)。奄美諸島のさとうきび生産量は89年には704千トンであったが、生産者の高齢化等により05年には345千トンまで減少した。そのため農林水産省と鹿児島県は05年に「さとうきび増産プロジェクト」を立ち上げ、その後生産量は回復してきている。島別に見ると、徳之島が220千トンで奄美諸島の5割を占め、次いで喜界島(88千トン)、沖永良部島(80千トン)、奄美大島(33千トン)、与論島(29千トン)である。

さとうきび農家の数は、70年は18,434戸、90年は10,871戸あったが、2010年には6,850戸に減少している。一方、さとうきびの収穫面積は、70年9,250ha、90年9,426ha、2010年7,716haと農家戸数ほど減少していないため、1戸当たりの平均収穫面積は70年0.5ha、90年0.9ha、2010年1.1haと徐々に増大している。1戸当たりのさとうきび生産額は137万円であり、さとうきびによって得られる1戸当たり平均所得は年間43万円である。

さとうきびの収穫作業は、かつては手作業での重労働であったが、近年急速に機械化が



さとうきび畑(徳之島)

進んでおり、機械収穫の割合は93年ではわずか7.5%であったが、98年に32.9%になり、2010年では82.5%に上昇している。さとうきびの栽培方法には、春植(2-4月に植え、翌年の3-4月に収穫)、夏植(8-10月に植え、1年半後の冬に収穫)、株出(収穫後の株から出た芽を育て1年後に収穫)の3つがあるが、奄美諸島では株出が収穫面積の6割を占めている。

#### 5 徳之島におけるさとうきび生産と製糖業

徳之島の面積は奄美大島の3割程度であるが、平地が多いため耕地面積は奄美大島の3倍である。徳之島は闘牛で有名であるが、農業が盛んであり、奄美諸島のなかでさとうきびの生産量が最も多い島である(生産額45億円)。また、ばれいしょ(24億円)、肉用牛(22億円)の生産額も大きく、近年ではかぼちゃやマンゴーが大きく伸びている。

奄美諸島で生産されたさとうきびは、島ごとに立地している製糖工場で加工・抽出され分みつ糖として島外に出荷される。徳之島では南西糖業(株)が伊仙工場と徳和瀬工場の2工場年間27千トンの分みつ糖を製造している。砂糖産業にはさとうきび生産農家のみならず加工、流通、黒糖製造など多くの企業が関わっており、砂糖産業は徳之島の経済、雇用にとって不可欠の産業になっている。

(しみず てつろう)

(注)含みつ糖とは、さとうきびの搾り汁を煮詰め固めたもの(黒糖)であり、含みつ糖から糖蜜を分離したものが分みつ糖である。

# タイ大洪水による稲作被害とその後

主任研究員 室屋有宏

## 1 洪水によるコメ被害

昨年タイの大洪水は、チャオプラヤ川流域を中心に甚大な被害をもたらした。特に10月以降、日系企業が集積するアユタヤ県等で幾つもの工業団地が水没、首都バンコクでも一部冠水する事態となり、日本のメディアも連日これを報道した。

チャオプラヤ・デルタを擁するタイ中部は同国最大の穀倉地帯でもあり、今回の洪水ではコメを中心に大きな被害が発生した。昨年時点で政府が発表したコメ被害予想は600万トンに達し、これは例年の年間生産量約3,100万トンの約2割にあたる大きなものだった(タイの統計では生産は籾ベース、精米換算率は66%)。

ただし年明け後の農業省米局の発表では、被害数量は450万トンに修正され、雨季作全体(4月~10月)の生産量に関しては、中部に次ぐ大産地である東北部が洪水被害を受けず豊作であったこと等から、洪水前予想の2,434万トンから2,036万トンへと約400万トンの減少に変更されている。

## 2 洪水被害の背景

今回の洪水発生の直接的原因としては、昨年は短期間に大きな台風が5~6個到来し(例年は2つ程度)、多量の降雨からチャオプラヤ川に流れ込む4つの主要ダムの許容量を超えたためであった。またダムからの放流タイミングが遅れたことが、結果的に下流域の工業団地、バンコク等での被害を大きくした原因だと指摘されている。

昨年の8月時点では、中部では収穫前のコメが多く、ダムの放水を躊躇している間に、9月に入りさらに降雨があり最終的にダムの

許容量を上回り、大量の放水により下流の水門等を破損させ、大規模な洪水被害に到った。このように洪水被害の背後には、農業と非農業セクター間での水管理調整という難しい問題も含まれる。

タイの稲作は、もともとは天水依存の1期作であり、今回大きな洪水被害を受けたナコンサワン、アントン、アユタヤ県などは、灌漑される前は「洪水の通り道」(flooding way)と呼ばれ、浮稲(フローティング・ライス)が盛んな地域であった。

ところが中部においては、上流でのダム建設を通じて、特に80年代以降、灌漑面積が拡大し、連続的な稲作が可能な地域が広がった。現在、タイ全体の灌漑比率は25%ほどだが、灌漑整備はほとんど中部に集中している。

さらに中部では、ここ10年くらいの間に、農作業の機械化・外部委託や90日程度で収穫できる非感光性の早生種の導入とも相まって、2年5期作など農地の集約的利用が浸透した。

バンコクの北230キロにあるナコンサワン県、また北西90キロに位置するspanブリー県の灌漑農村での聞き取りでは、両県とも雨季作、乾季作の2期作を前提に標準的な栽培スケジュールのようなものはあるものの(第1図)、水があるところでは農家が90~100日程

第1図 タイ中部での稲作スケジュール (灰色部分は洪水の多い期間)

月	雨季作					乾季作									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
ナコンサワン県	←→					←→									
spanブリー県	←→					←→					←→				

資料 ヒアリングに基づき筆者作成

度の作期で、自由に何回も栽培しているのが実情であった。

このように中部においては、従来作付けしていなかった地域、期間で稲作が連続的に行われるようになっていたことが、洪水による被害を大きくした一因といえよう。

### 3 洪水対策における課題

大規模な洪水被害の再発を回避する対策としては、稲作の連続的な作付けをやめ、本来の雨季・乾季に適合した作付け体系に戻すことが必要とされる。連続的な農地利用は、トビイロウンカなどの病気が多発するリスクを大きくし、農薬の多投入による生産コスト増や収獲変動が大きくなるなど、農業経営の不透明性を高める要因にもなっている。

タイのナレッジ・ネットワーク研究所のソーン博士(元カセサート大教授)は、中部の稲作では2期作の栽培スケジュールを厳格化することと、稲作を行う地域と行わない地域のゾーニングの導入が必要と唱える。

雨季后半8~10月の洪水リスクを避けるために7月までに収穫を終え、その後農地を休ませ乾季作は11~12月に始める。また乾季作に必要な水をダムに早めに確保したうえで、8~9月は自然放水することで、大規模な洪水発生リスクを低減させるべきだと指摘する。さらに工業団地を囲む堤防も必要であるとす

る。タイ政府は今後の水管理を議論するために1月に2つの委員会を立ち上げたが、この場で長期的、総合的な対策が打ち出されるかは不透明である。現政権は、農民層の支持獲得のため市場実勢を大きく上回る価格支持政策(担保融資制度)を再導入しているが、この政策はコメ生産の量的拡大・品質低下、土地利用の歪み、輸出競争力の後退をもたらし、自然環境と調和する農業と相容れないとの批判が根強くある。



資料 筆者撮影

### 4 乾季作の増産から通年では豊作予測も

現在タイは乾季作に入っているが、水が豊富にあること、洪水後は土壌養分が増えること、政府の価格支持水準が高いこと等から、例年の乾季作生産量900万トン弱を大幅に上回ることが予想されている。

写真はスパンブリー県の稲作地帯で1月13日に撮影したものだが、道路を境に手前の圃場では乾季作の作付けが終了しているが、向こう側は全面的に水に浸かっている。この地域では通常1月中に作付けを終えるが、洪水の影響で遅れており、地元農家の話では水が退くのは2月末までかかるのではないかとのことだった。それでも灌漑地域は基本的に作付けが年中可能なため、遅れは出るが水が退いた時点で植え直しを行い、年間生産量をリカバーすることができる。

米局では乾季作予想を約100万トン上方修正し1,111万トンと発表、2011/12年トータルの生産量では3,147万トンと予測している。これは前年度の3,320万トンに比べ、173万トン(精米換算で113万トン)、率で5%程度の小幅な減少である。今乾季作については、政府予想を上回り通年では「豊作」を見込む機関もあり、コメの国際市況が軟化するなか、生産の半分が輸出向けであるタイの稲作は新たな問題に対処する必要性が強まっている。

(むろや ありひろ)

# JAの介護保険事業の動向

研究員 小田志保

## 1 はじめに

本稿では、介護保険制度の発足後、その取り組みが10年余り経過したJAの介護保険事業の動向について概観する。

## 2 JAの介護保険事業

2000年に介護保険制度が発足し、JAの介護保険事業への参入が進んだ。その参入においては、制度発足前からの生活援助活動が、初期投資の必要性が少ない訪問介護事業として事業化するケースが主体となった。これは女性部活動等を通じ、JAが多く数のホームヘルパーを養成していたことが背景にある。その為、現在でも、助けあい組織等のボランティア活動と、介護保険事業とを行うことが、JAの高齢者福祉対策の特徴となっている。

第1表によれば、11年4月現在、約4割のJAが介護保険事業に取り組んでいる。この介護保険事業に取り組むJAが全JAに占める割合(表中「(A)の全JA数に占める割合」)は、00年の25.7%から09年の44.2%へ上昇し、その後も40%台を維持している。

介護保険事業の内訳をみるとJAの約9割である273組合が行う訪問介護事業が最も多く、次にケアマネージャーがケアプランを作成する居宅介護支援事業が229組合で続き、3番目は、利用者が施設に通い一日を過ごす通所介護事業で128組合が取り組んでいる。

ところで、同表をみると、2000年以降一貫した通所介護事業に取り組むJAの拡大が目につく。一方、訪問介護事業は06年以降において、居宅介護支援事業は08年以降において、取り組みJA数が減少傾向にある。取り組みJA数の減少には、ある程度までJA合併の影響がある。なお、通所介護事業と、訪問介護事業及び居宅介護支援との間での事業拡大に関する格差は、合併の影響で実際より小さく表れていると思われる。

また、通所介護事業の拡大は、全業態でみられる。第2表にあるように、2000年から10年までの間、通所介護事業所数のみが約3倍と増加する一方、訪問介護事業所は1.6倍、居宅介護支援事業所は、1.2倍に留まっている。

このように過去10年余りをみると、JAの介

第1表 介護保険事業に取り組むJA数の推移

(単位 組合、%)

	2000	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11年	
介護の保険事業に取り組むJA数(A)	362	363	362	362	361	364	356	348	344	327	315	304	(A)に 占める 割合
(A)の前年度比	-	1	△1	0	△1	3	△8	△8	△4	△17	△12	△11	
(A)の全JA数に占める割合	25.7	31.1	34.3	38.3	39.9	41.5	41.8	42.8	43.3	44.2	43.8	42.5	
訪問介護に取り組むJA数	313	336	332	330	330	332	318	312	304	294	284	273	89.8
通所介護に取り組むJA数	37	56	57	65	81	96	106	114	118	119	124	128	42.1
居宅介護支援に取り組むJA数	108	155	165	176	196	216	220	237	241	235	231	229	75.3
福祉用具貸与に取り組むJA数	73	129	146	156	166	171	159	158	140	113	110	99	32.6
福祉用具販売に取り組むJA数	-	-	-	-	-	-	105	129	123	102	95	86	28.3
訪問入浴に取り組むJA数	12	17	14	16	18	16	15	15	17	16	16	13	4.3

資料 全中資料

(注)1 各年4月の数値。

2 介護予防サービスを除く。

**第2表 居宅サービス事業所数**  
(JAが取り組むサービスに関連する部分を一部抜粋)

(単位 事務所、倍)

	10年 (実数)	(00年=1)			
		00年	07年	10年	
居宅介護支援事業	27,158	1.0	1.3	1.2	
居宅サービス	訪問介護	20,805	1.0	1.6	1.6
	訪問入浴介護	2,021	1.0	0.8	0.7
	通所介護	22,738	1.0	2.6	2.8
	福祉用具貸与	5,202	1.0	1.2	1.1
	特定福祉用具販売	5,312	-	1.0	1.0

資料 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(各年次)  
(注) 各年10月1日現在の事業所数。

介護保険事業の重心は、訪問介護事業から通所介護事業等、投資した施設経費を回収する収支管理を要する事業性が高いメニューへと、移りつつあるようである。

### 3 JAの訪問介護事業の課題

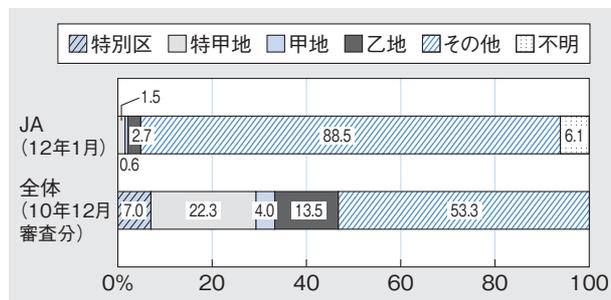
JAの介護保険事業への参入において、主翼を担った訪問介護事業は、依然として取組みJA数は最も多いが、目下大きな課題を抱えている。それは人手不足である。

厚生労働省の「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」の調査等からも、訪問介護事業の人手不足は全業態に共通する課題である。さらに、この人手不足は、JAの訪問介護事業において、とりわけ深刻であると思われる。

JAでは、91年度より全国的に、厚生省指定のホームヘルパーの養成研修に取り組み、女性部を中心に、10年度までで約12万人のホームヘルパーを養成した。ただし、問題はこのうち9万人が90年代に集中していることである。JAの組合員の年齢構成を考慮すると、90年代にホームヘルパー養成研修を受けた人は、既に70歳近い年齢に達している可能性が高い。

一方で、制度改正や診療改定を経て、訪問介護事業では、ますます体力が必要な身体介護が生活援助よりも重視されるようになって

**第1図 訪問介護事業所の地域区分**  
(JAと事業者全体)



資料 介護給付分科会資料、JA分は独立行政法人 福祉医療機構ホームページ(WAMNET)から作成  
(注) 「特別区、特甲地、甲地、乙地、その他」の順に都市部を多く含み、介護報酬は高く設定されている。

いることが、JAの訪問介護事業の人手不足をさらに強めていると思われる。

さらに、第1図は、JAの訪問介護事業所の地域区分をみたものである。JAは他業態に比べ、「その他」区分が圧倒的に多いが、この「その他」区分には、主に農村部が含まれている。これにみられるように、他業態に比べてJAの訪問介護事業は、構造的にホームヘルパーの移動ロスが大きいなど、事業の環境は厳しい。

### 4 おわりに

本稿でみたように、JAの訪問介護事業は、その事業展開や事業所立地の特殊性から、人手不足の深刻化という課題を抱えており、さらに広域な担当地域から経営効率化が困難である。しかし、JAの事業は、他業態の新規参入が難しいような地域でも、在宅介護体制を維持する役割を果たしており、安易な事業縮小は困難である。このような課題は、JAの介護保険事業全般に共通し、事業の継続を大きく左右していると思われる。

そのため、高齢化が進展する農村部の介護体制の維持のために、JAグループ全体で、介護報酬体系等における農村部への配慮を政策提言等で引き続き求めていく必要がある。

(おだ しほ)

# 経済成長軽視で困難化したユーロ圏の財政危機

— 今後も景気後退と財政問題困難化の悪循環が継続する可能性 —

主席研究員 山口勝義

ユーロ圏の財政危機が、世界経済の大きな懸念材料となっている。

小国であるギリシャの財政問題がアイルランドやポルトガルを巻き込み、さらに経済規模の大きいイタリアやスペイン等への問題波及が懸念されている。また、この間、国債価格の下落等が銀行の財務悪化を招き、金融危機を通じて、影響がユーロ圏を越えて世界経済へ拡大するリスクが高まっている。

同時に、危機の発端となったギリシャの情勢は一層厳しさを増しており、これが今後、ユーロ圏の財政危機をさらに困難化する可能性をはらんでいる。

## 1 厳しさを増すギリシャ情勢

2011年7月に実施されたユーロ圏首脳会議で、ギリシャに対し追加の金融支援を行うことが合意された。10年5月に開始された欧州連合(EU)および国際通貨基金(IMF)による1,100億ユーロ(約11兆円)の当初金融支援のみでは、ギリシャ財政の破綻回避には不十分であることが明らかになったためである。

しかしながら、その後、追加支援策を巡る調整は年を越えて難航を続けた。支援の一環として、ギリシャ国債を保有する民間投資家が負担する損失も、交渉の結果、10月時点で想定された元本の50%から増額される方向にある。

こうした背景には、一層悪化しつつあるギリシャの経済情勢がある。税収は計画どおり確保できず、財政改革が大幅に遅延している。

11年12月、IMFはギリシャの財政改革計画の進捗状況等について、直近の検証結果を発表した。10年5月の当初金融支援開始後、IMFはEUとともに四半期ごとに検証を実施しており、発表されたのは第5回めの検証結果になる。

ここでは、財政改革の計画比未達が指摘されているほか、ギリシャの実質GDP成長率予測値の下方修正が行われている。第1表のとおり、例えば2011年の予測値は△3.9%から△6.0%に、また2012年の予測値は0.6%から△3.0%に大幅に下方修正された。加えて注目されるのは、最近ではこのような下方修正が短期間に引続いて行われている点であり(網掛け部分)、ギリシャ経済の急速な悪化が明確になり

**第1表** IMFによるギリシャの実質GDP成長率予測 (単位 %)

	2011	2012	2013	2014	2015
当初金融支援開始時 (2010年5月)	△2.6	1.1	2.1	2.1	2.7
第1回検証時 (2010年9月)	△2.6	1.1	2.1	2.1	2.7
第2回検証時 (2010年12月)	△3.0	1.1	2.1	2.1	2.7
第3回検証時 (2011年3月)	△3.0	1.1	2.1	2.1	2.7
第4回検証時 (2011年7月)	△3.9	0.6	2.1	2.3	2.7
第5回検証時 (2011年12月)	△6.0	△3.0	0.3	2.4	2.9

資料 ・IMF(2010/5)“Greece: Request for Stand-By Arrangement”  
 ・IMF(2010/9)“Greece: First Review Under the Stand-By Arrangement”  
 ・IMF(2010/12)“Greece: Second Review Under the Stand-By Arrangement”  
 ・IMF(2011/3)“Greece: Third Review Under the Stand-By Arrangement”  
 ・IMF(2011/7)“Greece: Forth Review Under the Stand-By Arrangement”  
 ・IMF(2011/12)“Greece: Fifth Review Under the Stand-By Arrangement”

つつある。

## 2 ギリシャ支援での経済成長の軽視

経済成長は、調達金利を上回る経済成長率を維持することが債務残高の削減に大きな効果を持つため、財政改革に大変重要な意味を持っている。

一方、これまで支援側のIMFやEUは、ギリシャに対し、短期間での厳しい財政改革で財政の持続可能性を高めつつ、企業や家計の将来への期待で経済成長の底打ちを図るというアプローチを採ってきた。これは、例えば「現時点で財政支出が削減されても、財政状況が改善する数年後においては支出の回復が行なわれる」、「現時点で増税がなされても、いずれ減税に転じる」などの期待により、緊縮財政の負の効果は相殺されるとするいわゆる「財政政策の非ケインズ効果」を踏まえた政策であったと考えられる。

しかしながら、現実にはギリシャでは、国民が財政改革に疲弊し、大規模なデモやストが相次いでいるように、こうした期待は有効には機能しなかった。

もともと、開放度合いの低い経済、競争力のある輸出産業に乏しい産業構造、小さい欧州中央銀行(ECB)による追加的な金融緩和余地等、特にギリシャを取り巻く諸環境は「財政政策の非ケインズ効果」発現のためには適合的とは言えなかった。また、世界経済がまだサブプライム問題以降の景気回復過程にあることや、世界的な規模で財政健全化への取り組みが求められることで、世界経済の成長を力強く牽引できる主体が不在であった点も、同効果を期待するには困難な環境のひとつであった。

つまり、ギリシャ支援では、財政改革を急ぐ一方で、緊縮財政が景気に及ぼす負の影響を過小評価することになり、財政改革の遅延、長期金利の更なる上昇等を通じ、景気後退と財政問題悪化の悪循環を招いてしまったとみることができる。

## 3 低成長下での財政問題の一層の困難化

これに対し、IMFは11年9月改訂の世界経済見通し等で「11年には、世界経済は大きなダウンサイドリスクを伴う危険な局面に入った」と指摘するとともに、市場の圧迫を受けている国では財政改革を進めることが最優先の課題ながら、財政改革に余裕がある国では改革は中期的に実現を図り、短期的には景気刺激に配慮すべきであるとの考え方を示した。また、12年1月の改訂の際には、こうした考え方を一層明確化した。

一方、12年1月のEU首脳会議でも、経済の構造改革や労働市場改革を通じた経済成長の促進について、今後、検討を開始する方針を明らかにした。

しかしながら、ユーロ圏では、今やAAA格付けを有する国も含め格下げリスクに晒されており、緊縮財政を何より優先せざるを得ない状況にある。また、上記の手段を通じた経済成長については、その効果発現までには相応の時間を要するものと考えられる。

このため、ユーロ圏では経済成長の牽引力に乏しいまま、今後もギリシャ等の財政改革は順調には進まず、景気後退と財政問題悪化の悪循環で、問題解決が一層困難化する可能性が高くなっている。(12年2月13日現在)

(やまぐち かつよし)

# 個人向け無担保ローンをめぐるノンバンクと銀行の動向

研究員 岡山正雄  
(現 農林中央金庫 審査部)

## 1 はじめに

ノンバンク業界では昨今、貸金業法のみならず弁済規定の解釈変更にかかる過払い金返還請求と、改正貸金業法施行に伴う総量規制への対応に追われ、経営環境の悪化が続いていた。しかし2011年度中間期決算からは、多少薄明かりが見える状況になりつつある。一方、ノンバンクに代わる、個人向け無担保ローンの貸手としての役割を期待された銀行でも、残高増に向けた取組みをする銀行も見られる。本稿では、それらのノンバンクと銀行の新たな動向について述べる。

## 2 ノンバンクの11年度中間決算状況

第1表にはノンバンク大手3社の11年度中間期連結決算の状況(単純合算値)を示した。まず一般企業の売上高にあたる営業収益を見ると、前年同期比△21.0%と大幅減少が続いている。また営業費用は、過払い金返還にと

もなう利息返還費用の増加によって、同22.1%増となり、この結果経常利益は△1,640億円と赤字幅が拡大した。

ただ、この赤字幅拡大は、1社が今後の利息返還への懸念を払拭するために、多額の引当金計上を当期に実施したことが主要因である。その他の2社では、11年3月期までに引当金の積み増しをしていたことから、利息返還費用の計上が無くなり、経常利益時点で黒字を確保している。また3社合算の新規顧客申込件数は同12.8%増となっており、厳しい経営環境が多少は和らいできていることが分かる。

このため、ノンバンクでは貸付残高増に向けて、施策を打ち出してきており、資本関係のある都市銀行と連携を深める動きが見られるほか、都市部に新たな形態の対面営業店舗を設け、新規顧客の呼び込みを図るなどしている。

**第1表** ノンバンク大手3社の11年度中間期決算

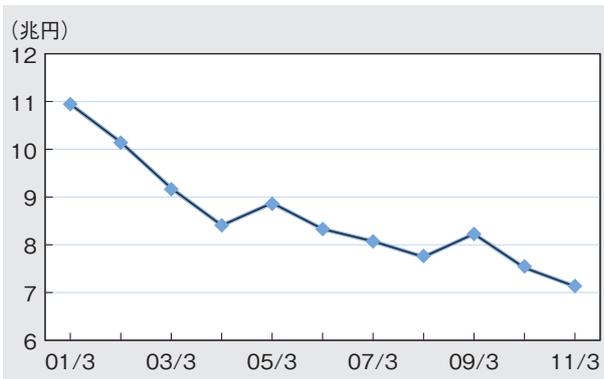
	単位	11/ 9月期	前年同期比	
			増減	増減率
営業収益	十億円	268	△71	△21.0%
営業費用		433	78	22.1%
うち利息返還費用		194	90	87.2%
営業利益		△165	△150	-
経常利益		△164	△150	-
当期純利益		△169	△125	-
貸付金残高	十億円	1,655	△392	△19.2%
新規顧客申込件数	千件	257	29	12.8%

資料 ノンバンク大手3社決算説明会資料  
(注) 値は連結決算の単純合算値。

## 3 銀行無担保ローンの現状

一方、銀行はノンバンクに代わって個人向け無担保ローンを担う役割を期待されたが、十分な成果を上げることはできなかった。第1図には国内銀行の個人向け無担保ローンの推移を示したが、減少傾向が続いている。この背景には、ノンバンクと銀行の顧客層が必ずしも一致せず、銀行への顧客のシフトが進まなかったことのほか、申込から契約まで日数がかかる等、ノンバンクの無担保ローンに

## 第1図 銀行の個人向け無担保ローン残高推移



資料 日本銀行「資金循環統計」

比べ商品性が見劣りすることなどがあった。

また銀行は、無担保ローンを独自に審査するモデルを持たない場合が多く、外部の保証会社を利用する必要があった。この保証会社への保証料に加え、各種事務コストを差し引くと、十分な残高を確保しなければ、収益を見込むことは難しかった。このため、現在では無担保ローンを積極的に推進する銀行と、一定程度の推進に留める銀行に分かれている。

### 4 個人向け無担保ローン推進の取組み

ただ、個人向け無担保ローンの推進でも、大きく2つのスタンスに分かれている。

1つ目のスタンスは個人向け無担保ローンを有望なローン商品の1つと捉え、収益の柱とするものである。現在、各行では法人向け貸出に加えて、個人向けローンの主力である住宅ローンでも残高増に苦戦している。これを補うものとして、個人向け無担保ローンを位置付けようとするものであると言える。

例えば地域銀行A行では、11年11月に地域のノンバンクと資本関係を構築した。A行はもともと20年以上にわたって個人向けローン全般に注力してきており、すでに、独自の審査モデルを持っているが、これによって、さらなる審査や管理ノウハウを吸収し、個人向

け無担保ローン事業の拡大を図る計画である。

この他、インターネット専門銀行B行でも、非対面で契約や返済等が完了するという強みを生かした、個人向け無担保ローン戦略を行っている。この結果、11年3月末時点で198億円だった個人向け無担保ローン残高が、11年10月には300億円を超えるなど好調な伸びを見せている。

2つ目のスタンスは、個人向け無担保ローンのみで収益性を追求することは難しいが、住宅ローン取引や預かり資産販売業務とのクロスセルを行い、銀行取引全体で収益を確保しようとするものである。

例えば地域銀行C行では、住宅ローン取引の有無によって、無担保ローン推進戦略を変えている。住宅ローン取引がある顧客に対しては、優遇金利の専用無担保ローン商品を設け、取引拡大を行う一方、取引のない顧客に対しては、ローンセンターなどを活用した推進で、個人向け無担保ローン取引を開始し、将来の住宅ローン取引につなげようとしている。つまり住宅ローン取引に個人向け担保ローンをセットすることで、個人向けローンの収益向上を図っている。

### 5 おわりに

11年度中間期決算を見ると、ノンバンクでは厳しい経営環境が続いているものの、やや底打ち感が見られ、残高増に向けた動きが見られる。一方、銀行の中には本腰を入れて個人向け無担保ローンを推進する動きもある。今後、ノンバンク・銀行ともに、どのように自身の顧客層のニーズを満たすような戦略・商品展開をしていくのかが注目されよう。

(おかやま まさお)

# 福島県における放射能汚染問題

## —実態把握を踏まえた安全対策の必要性—

福島大学経済経営学類 准教授 小山良太

### 1 現状分析の必要性

放射能汚染の広がりを測定する詳細な汚染マップなしで効果的な除染が進められるだろうか。汚染状況の把握なしで、食の安全検査体制は構築できるだろうか。体系立てた健康調査なしで生活設計ができるであろうか。住民の安心無くして復興計画の策定や実践が可能であろうか。原子力災害の本質は取るべき対策を取らず放射性物質をまき散らした電力事業者とその監督責任機関に第一義の責任があり、その後の有効な対策を措置せず現状の損害調査、汚染状況の確認を行わない政府にも大きな責任がある。風評被害の広がりは事故後の対応でかなりの部分は克服できた。放射能汚染の損害調査を詳細に行っていれば、稲わら、牛肉、米、コンクリートの問題は事前に防ぐことが可能であった。現地では事前に指摘されていた問題なのである。

### 2 農地の汚染と検査体制

福島県では、2011年10月に米の安全宣言を出した後に暫定規制値500ベクレル/kgを超える米の検出が相次ぐという問題が発生した。これは安全と安心を考える上では最悪の事象である。この結果、規制値超えの米が検出される前には全量の契約が決まっていたケースでも、米の出荷が完全に滞ってしまった。農林水産省と福島県による米の放射性物質緊急調査では500ベクレル/kgを超えるものは全体の0.2%、新基準値となる100ベクレル/kgを超えるものは全体の2.5%に過ぎない。にも関わ

らず、全ての福島県産米の流通がストップしてしまっている。

これは検査体制の問題であると言わざるを得ない。原子力災害初年度の検査の方法は、農地に含まれるセシウムが5,000ベクレル/kg以下であれば、基本的に自由に作付が可能である。農作物が出来た段階で、サンプル調査を行い、規制値以下であれば出荷可能となり、サンプルが規制値を超えた場合はその産地(最初は市町村、今は旧町村レベル)の出荷が制限される。つまり、①自由に作って構わない、②できたものを測定し出荷の可否を決める、③その検査対象は旧市町村から1検体程度のサンプル調査である、という検査体制を組んできた。ここに大きな問題がある。

放射性物質の拡散・汚染状況は、大きく分散していることが判明してきている。農地1枚ごと、圃場ごとに放射性物質の汚染度は異なっている。サンプル調査における検体の選定は、無作為抽出である。サンプル調査の結果を全体の中で意味を持たせるためには、農地に含まれる放射性物質が正規分布していることが前提である。しかし、実際の汚染マップをみるとモザイク状の汚染状況となっているのである。このような状況から現行の検査体制には検査漏れの農産物が流通してしまうという構造的な欠陥が指摘できる。検査機械が限られている現状では、出荷前の本検査はサンプル調査にならざるを得ない。今後は、サンプルの精度を上げる取り組みが必要である。それには、詳細な汚染マップを作成し、

生産段階でのゾーニングを前提に、高濃度地区、中濃度地区、低濃度地区に分け、汚染度に合わせたサンプル選定を行うことで、サンプル調査の精度を上げる必要がある。

### 3 研究開発体制の一元化

福島県内には様々な研究機関や企業が入り込み、調査研究や技術開発を行っている。除染に関わる国の予算は2011～13年の3か年で1兆1,482億円の規模となる。問題は各機関・地域がバラバラに技術開発・検討を行い、除染計画も各自治体に任されている点である。今必要なのは、様々な技術情報を共有し、その情報をデータベース化するという総合的な研究・情報センター機能の設置である。既に原発事故から1年が経とうとしているが、研究拠点の設置や情報の一元化については具体的な動きはない。復興庁及び福島復興局に求められる役割のうち、最も必要な機能はこれであろう。

### 4 福島県における地域の現状と矛盾の構図

ではなぜ福島県からもっと声を上げないのか不思議に思われるかもしれない。実は、ここに現地の抱える矛盾の構図がある。福島では観光客の誘致、福島県農産物の販売促進、福島応援イベントなど「安全性」を前面に打ち出し、復旧・復興に向けた取り組みを盛んに行っている。つまり、「福島に来てください。福島のもの食べてください」は「福島の放射能汚染度合いは危険なレベルではない」ということが前提になる。それは「原子力災害の損害はそんなに大きくない」に繋がり、損害を過小評価する方向に向かう。一方で、現実

業の停滞など実害は大きい。それを政府や東電にどのように要求するのか。国からすれば、自ら安全宣言を出しているのに、なぜ本格的な除染が必要なのか、確かに迷惑はかけているから迷惑料分は措置するというロジックに繋がるのである。

現地を責めることは出来ない。なぜなら早く復旧したい、元通りの生活をしたいという欲求は、もし原子力災害にあったとしたら他の地域でも同様に発生するものだと考えられる。問題は、早期の復旧を望む声が損害を過小評価することに繋がり、それは加害者側の利益と一致してしまうという構図にある。現状分析、実態把握なしに安全性を打ち出すと真の損害が分からない。そのため効果的な復旧・復興計画を立てられないし、実践もできない。本来、安全であるかどうかは、現状分析とそれに基づく正確な情報を基に議論しなければ言及できないのである。セシウムについてはある程度の情報公開(2kmメッシュの汚染マップなど)がなされているが、プルトニウム、ストロンチウムに関しては、可視化された汚染の拡散状況が公開されておらず、体系立てた検査・モニタリング体制が確立していない。国の政策は、この実態把握の段階を飛ばして、唐突に100mSv/年以下は安全だとか、20mSv/年までは許容せよといったことを押し付けてくる。科学的な根拠の問題の前に社会的に受け入れることが出来る基準なのが問題なのである。安全宣言を出したいという気持ちと実際の汚染状況がわからないという不安、これが現地の抱える最大の矛盾であるといえる。

(こやま りょうた)

# 地域の人々の生活をサポートして信用事業も伸長

—兵庫県JAあいおいの取り組み—

主任研究員 重頭ユカリ

## 1 JAあいおいの概況

JAあいおいは兵庫県相生市の一部を管内とする組合員数3,605人(うち正組合員485人)の組合である。同JAは、JA綱領にある「環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」という理念を具体化するため、2000年に社会福祉法人JAあいおい福祉会を設立し、こすもす倶楽部の名で(以下、こすもす倶楽部という)、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービスセンター、ヘルパーステーション等を運営している。そして2005年にはJA内に生活サポート課という部署を設置し、こすもす倶楽部とも連携しつつ、地域の人々の生活支援を行っている。このレポートでは、そうした取り組みが信用事業のシェア拡大にもつながっていることを紹介したい。

## 2 生活サポート課の取り組み

生活サポート課は、生活の上で困ることが多い高齢者への対応を業務の中心としている。



「生活サポーター活動中」というステッカーを貼った車で訪問活動

4名の職員が主として担当しているのは、年金友の会会員の自宅訪問と誕生日プレゼント、親睦旅行の実施、月1回本店の2階を開放し交流の場を提供する「友相サロン」やセミナー等のイベント開催である。

友の会会員の自宅を訪問する際、生活サポート課の職員は、「何か生活の上でお困りのことはないですか」と声をかける。「介護認定を受けたいがどうすればよいか分からない」、「普段使っていない2階の掃除をしたいが、体が動かなくてできない」といった相談を受けると、サポート課の職員はすぐに対応策をとる。介護認定といった専門的な知識が必要な案件については、相談を受けたその場でこすもす倶楽部に電話をかけ、倶楽部の職員が訪問して相談に乗れるように手配をする。掃除等については、JAあいおいの「すまいるはあと」に登録している有償ボランティアのメンバーに連絡をとり、対応を依頼する。依頼内容として多いのは介護保険の適用外となる部分の掃除で、草刈りや剪定とあわせて、2010年度には延べ171件の依頼に対応した。

こうした訪問活動について、職員は記録を作成しているが、あわせて利用者の趣味等も把握し、同じ趣味を持つ人たちが集まる場を作るといったことも行っている。友の会の会員には一人暮らしの人も多く、職員がお誕生日に自宅を訪問してプレゼントを渡すと、やはりいくつになっても嬉しいと喜ばれるという。

利用者が生活の上で困っていることを解消し、さらに生活を楽しんでいただくという姿勢で対応していると、利用者はJAにはいつ

もお世話になっているから貯金や共済をしようと言ってくれるのだという。そのため、生活サポート課の職員は、貯金や共済の契約でも実績をあげている。

年に6回程度開催している親睦旅行の参加者は、平均73歳と高齢であるため、行き帰りは自宅まで送迎し、バスには車椅子を積んでいくなど、一人でも参加しやすいように心を配っている。旅行に同行する生活サポート課の職員にとっては細かい気遣いが必要になるはずであるが、参加者が楽しいと喜んでくれるリピーターも多いため、職員自身も非常に楽しみにしており、毎回の企画にも熱が入るのだという。なお、自宅への送り迎えは、友相サロンやセミナーでも行っている。

旅行には誰でも参加できるが、年金友の会の会員になると料金の割引が受けられるため、会員の友達から誘われて旅行に参加する人が、年金受取をJAに指定替えすることが多い。

### 3 こすもす倶楽部との連携

前述のとおり、生活サポート課の訪問活動で介護等に関する相談を受けた場合には、こすもす倶楽部の職員が対応するほか、友相サロンにはこすもす倶楽部の職員も同席し介護に関する相談に乗っている。

今年も、こすもす倶楽部の職員を講師として、介護をテーマとしたセミナーを6回開催する予定である。既に1回目を開催したところ、30名の募集に対して50名以上の応募があり、これまでの相続や年金のセミナーに比べても非常に関心が高かった。その背景には、こすもす倶楽部が運営する介護施設の評判が高いことが影響している。セミナーについては新聞折込みのコミュニティ誌を使って告知しており、JAを利用していない人も参加することができる。こうしたセミナーの開催後に

は新規の取引を平均3件獲得するなど、利用者の拡大にも役立っている。

また、JAあいおいの職員は、年間を通じてこすもす倶楽部の施設で実習研修を受け、施設の入居者の買い物サポート等のボランティア活動も行っている。高齢者介護の知識があると、信用事業の利用者と話をする際にも役立つというメリットがあるという。

### 4 信用事業の実績

年金友の会の会員数は、2008年3月の2,303人から2011年12月には3,513人に増加した。管内の60歳以上人口に対し、JAあいおいの年金受給者数が占める割合は31.3%だが、この割合は3年間で7ポイント上昇した。同JAの2011年9月末の貯金残高の前年比増加率は4.6%と、全国平均の2.7%を大きく上回り、管内における貯金のシェアも上昇している。

### 5 地域社会の安心への貢献

年金の推進のためには、店頭での声かけ、年金システムを利用したリストアップ推進、紹介キャンペーン等信用事業部門で様々な取り組みを行っている。こうした推進によって利用を始めた年金受給者を、JAとつきあっていると生活が楽しいし安心だと感じてもらうファンにするのが生活サポート課の役割である。特に、高齢者やその家族は介護等福祉への関心が高いため、こすもす倶楽部やボランティア組織との連携によるきめ細かい対応が安心感の醸成に効果的であるとみられる。そして何より、地域の人々の喜びが職員のやりがいにつながるという循環が、地域社会でJAが重要な役割を果たすためには欠かせないことが感じられた。

(しげとう ゆかり)

# 国際農業者交流協会の海外農業研修その1

## —制度の概要と石井理事長のインタビュー—

主任研究員 室屋有宏

### 1 国際農業者交流協会について

日本農業の再生、また地域再生のためには意欲ある若者が多数就農するとともに、地域社会のリーダー的人材として活躍していくことが不可欠である。そのためには、高度な経営力、地域リーダーとしての理念や人間性等を養成する農業経営者教育機関の役割が重要である。

(社)国際農業者交流協会(以下「協会」、HPはwww.jaec.org)は、「農業」をキーワードに人材育成・国際交流・国際貢献を図るセンターとしての役割を發揮している公益法人である(主務官庁は外務省・農林水産省)。同協会は、海外への農業研修生派遣事業を行っていた(社)国際農友会と(社)農業研修生派米協会が1988年に統合し設立された。現在までに、前身組織を含め約1万4千名の青年農業者を海外研修に派遣している。また海外諸国(ASEAN、欧州諸国)から日本の農家へ農業研修生の受入れ等を行っているほか、海外の先進的な農業技術や考え方を農業関係者に提供するプログラムなどを実施している。

今回を含め3回にわたり、同協会の海外研修制度及び実際に研修に参加した方の経験や感想、その後の歩みについてレポートしたい。まず本稿では、協会の海外研修内容等を紹介したうえで、ご自身もアメリカで農業研修を経験された石井清協会理事長のインタビューを掲載する。

### 2 国際農業者交流協会の海外農業研修

協会の海外農業研修は、52年に始まった(社)国際農友会の農業実習生海外派遣事業にまで遡り、50年以上の長い歴史を有している。

その間に国内外に蓄積したネットワークを活かしながら、将来の農業を担う若者(おおむね19~30歳独身男女)をアメリカや欧州諸国(デンマーク・ドイツ・スイス・オランダ)などの農業先進国へ派遣している。近年の研修先では、米国が65~70名、欧州が30~35名程度、合計で毎年100名ほどを派遣している。

米国派遣コースは約1年半の派遣期間のなかで、約4か月間の現地大学での学習と約13か月間の農場実習を効果的に組み合わせ、農産物市場・流通及び農業経営、英会話等を学ぶことができる(第1図)。

欧州派遣コースは対象国を1か国選び、農場での実地研修を主体に期間は約1年である。その間に語学研修、各国毎にセミナーや交流・体験事業等が用意されている。

また両コースとも農業の業種、派遣先農場等は、本人の意向を尊重して決められる他、研修の事前、事後のサポート体制も整備されている。なお海外農業研修の詳細は、HPの動画映像に詳しいので参照されたい。

研修費用については、現地での実習手当の

### 第1図 海外農業研修の現地スケジュール

アメリカ・コンビネーションコース 現地スケジュール					
3月下旬 渡米	4月~5月 (約2ヶ月間) 基礎学習	6月~翌年6月 (約13ヶ月間) 農場実習	7月~8月 (約2ヶ月間) 専門学習	9月 (約2週間) 最終 研修旅行	9月中旬 帰国
BIG BEND COMMUNITY COLLEGEにて実施 英会話の授業の他、農場視察など			農学部を有する州立大学にて実施 専攻ごとに分かれて授業を受けます		
ヨーロッパ・プラクティカルコース 現地スケジュール					
3月初旬 渡欧	到着後2~3週間 語学講習 (各国毎で実施)	4月~翌年3月上旬 (約11ヶ月間) 農場実習	3月 (約2週間) 最終 研修旅行	3月下旬 帰国	
農場実習中、各国毎にセミナーが 年に2~3回開催されます					

資料 国際農業者交流協会

他、国・地方の農業関連団体から様々な経費支援を受けられる仕組みがある。また海外研修の事前準備として、日本で10か月ほど農業研修(研修先は海外研修OB農家)を行い、研修費用を積み立てるコースもある。

2012年度の海外農業研修生の募集は4月1日から始まる。詳しい情報については、協会HPに掲載されているので是非ご覧頂きたい。

### 3 海外農業研修は人間教育の場

石井理事長に当時経験された海外研修内容と研修を通じて得たもの、また研修に興味を持つ方へのメッセージを伺った。

—海外研修参加の経緯は？

農業高校を卒業後、農家の長男だったので当たり前のように就農し、ぶどう、柿、梨などの落葉果樹栽培に取り組んでいた。1961年、24歳のとき神奈川県のおすすめを得て、第10回海外研修に応募、選抜された。当時はだいたい各県1名で全体では58名だった。選考は厳しく、25キロの砂袋を持ち上げるテストもあった。

—研修生活はいかがでしたか？

13日間の航海でサンフランシスコに到着した後、2週間ほどUCバークレーで研修した。その後バスケットをもらい、ひとりで農場に行くときはパニックに近くて、1時間半くらいの時間が半日にも感じられた。人生で一番不安な瞬間だった(笑)。

研修先の北カルフォルニアのユバ・シティ(Yuba City)の農場は、缶詰用の桃、アーモンド、プルーンを栽培していた。農場は全体で450エーカー(約182ha)ほど、圃場は1枚が20haくらいあった。農作業は収穫・選別、灌漑の整備など何でもやった。

作業は午前、午後5時間ずつだったが、その間に休憩がないのに驚いた。暑いときには華氏110度(摂氏約43度)にもなるため、水と岩塩を欠かさず摂った。

—研修で得たものは？



石井理事長

アメリカのことは知らなかったし、イメージを持って行かなかったが、人に恵まれて、日本だったら10年いても教育してもらえないくらい大きなものを全身で学べ、人生のためになった。

自分の性格は一人っ子で気ままなところがあったが、自然と仲間と助け合う気持ちが芽生えた。外国のいろいろな人達と仕事をしたから外国人コンプレックスがなくなり、どこに行くのも平気になった。情報を入手する感覚も身についたと思う。

—農業研修に参加するこれからの就農者・農業経営者に期待するところは？

外国農業を実践的に学ぶことが大前提になるが、その前に海外研修で多くの人と知りあい、人生の大きな節目にするという自覚が必要だ。農業経営を学ぶ機会は、人的関係を通じ後にもいくらでもできるだろう。

20代の若者にとって、1年なり1年半外国にいることは、人のつながりの大切さや信用してもらえる人間になること、などを学ぶ人間教育、人間形成の場として意義が大きい。

こうした基本的なことを学び、点と点をつなげてくることがのちのち大きな財産になる。また将来はリーダーとして地域をひっぱっていく役割があることも忘れて欲しくない。

(むろや ありひろ)

# アルゼンチンのバイオ燃料事情

主席研究員 藤野信之

## 1 はじめに

2007年からエネルギーと穀物・油糧種子(以下、「穀類」)の価格が高騰して世界を揺るがし、米国発のサブプライム問題による世界的な金融危機によって08年秋から低下に向かった。しかし、09年春からはまた、主に南米の有力産地であるアルゼンチンの干ばつ予想で大豆が反転したのを引き金に再び上昇し、その後は短期的な上下を繰り返した後、10年半ばから上昇基調で推移している。

いずれにしろ、穀類価格は、①過去数十年に及ぶ低位安定から一段高いところへシフトアップし、②価格の決定要因に南米が組み込まれた点で、以前とは様相が異なるものとなった。

バイオ燃料の生産は、原料農産物価格の高騰およびシフトアップの影響を受けたものの、今後におけるエネルギー源の一翼を担う位置付けには変化はない。そこで、欧州向けのバイオディーゼル(以下「BD」)の輸出で頭角を現すアルゼンチンのBDや、大きな新規プロジェクトが進行するバイオエタノール(以下「BE」)生産について概観し、穀類需給との関係を検討してみることとしたい。

## 2 アルゼンチンの穀類需給

アルゼンチンではパンパと呼ばれる中央部の肥沃な平原での穀類生産が盛んで、ことに大豆の供給要因を見ると、①除草剤耐性のあるGMO(遺伝子組換え)種子(ラウンドアップレディ=RR)の導入、②直植・不耕起栽培の奏功に、RRが特許切れで低価格化したことによる普及等も作用し、収穫面積と単収増による生産増をもたらしている。もちろんその前提となる需要要因として、③耕地不足で大豆、大豆油の国内自給をあきらめた中国による大豆、大豆油輸入需要の急拡大がある。

一方、トウモロコシ、小麦は、内需を優先

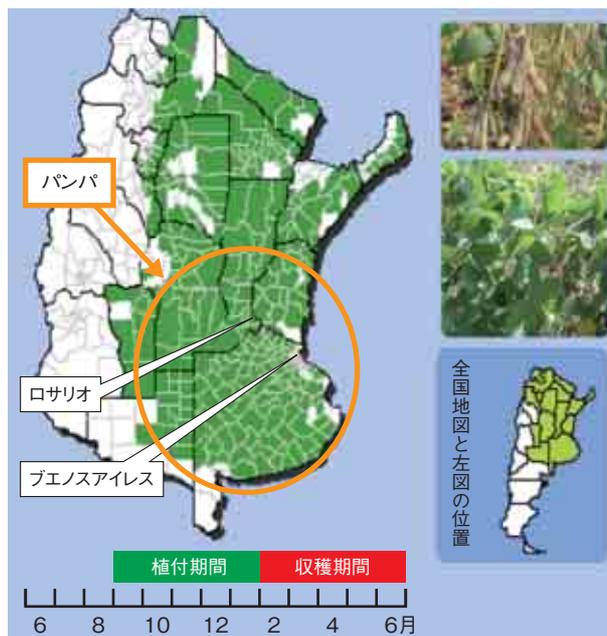
し国内価格を下げることを目的とした輸出規制(輸出割当制)があること等から、収穫面積は横ばい傾向にある。

大豆の生産量は、パンパに属するコルドバ、サンタフェ、ブエノスアイレスの3州で8割程度を占め、トウモロコシでも7割強と、そのほとんどがパンパ地域で占められる。

全国で収穫された穀類のおおよそ5割が、サンタフェ州都ロサリオにある穀物取引所の現物取引を通じて売却される。取引所を通らない取引もあるので、ロサリオ全体での現物取引割合はもっと大きい。いずれにしろ、穀物取引所を中心にした半径300kmの中に全国の半分の大豆畑がある。

大豆の売却先は、ロサリオに隣接して流れるパラナ川沿い南北各30kmの間に集中して立地する、穀物メジャーを中心とする大豆搾油工場(業者)と輸出業者で、搾油業者はブンゲ、カーギル、ドレフェス、ノーブル、ヴィセン

第1図 アルゼンチン大豆の生産地域



資料 MinAgri(アルゼンチン農牧漁業省) ホームページに補記  
(注) トウモロコシ、小麦もほぼ同様の地域分布となる。

ティン(民族資本+ブンゲ)、AGD、モリノ(ブンゲ系)、ニデラ等となっている。ここは、パラナ川の港湾荷役設備とも近接しており、世界一立地条件のそろった搾油工業地帯といえ、搾油能力は5,500万トン/年、1社で800万トン/年の搾油工場もある。

大豆の需給を10/11年の見積もり概数で見ると、年間4,900万トンの大豆生産量のうち900万トンが粒で輸出され、3,800万トンが搾油されて700万トン(含油率18%)の大豆油と3,100万トンの大豆粕が生成される。そして、大豆油の3割強の240万トンがBD原料(歩留率98%)として投入される。残りの大豆油と大豆粕は、ほぼ全量が輸出される。

一方、トウモロコシについて同様に見ると、年間2,300万トンの生産量のうち7割弱の1,500万トンが輸出され、国内飼料需要は500万トンに留まる。

穀物メジャーは、アルゼンチンの大豆については、現地搾油の道(ブラジル大豆に関しては消費地=中国での搾油工場投資)を選んだわけだが、その要因は、①産地、港湾双方に近接した好立地の搾油工場用地があったこと、②アルゼンチン政府の1次産品高付加価値化政策を受けた輸出税(輸出課徴金)での有利さ(大豆の輸出税は35%、大豆油は32%、さらにBDは17%)等があった。

### 3 バイオ燃料の位置付け

アルゼンチンにおけるBD生産は、06年末に民間主導でスタートした。07年の初輸出後(内需は0)、政府として国内需要喚起を検討し始め、10年3月に軽油への5%混入が義務付けられた。もともとアルゼンチンのエネルギー事情は輸入超過で天然ガスを輸入しており、機械用軽油の輸入もあって、その軽減やソースの多様化が求められていた。

なお、石油燃料の内需内訳は、1,500万t(=2/3)が軽油(10年9月からBD7%混入義務付け)で、700~800万t(=1/3)がガソリン(BE同5%(当初10年3月では2%)混入義務付け、同一根拠法)である。軽油は、トラック、公共輸送、農機具向けで、ガソリンは自動車向けとなっている。

アルゼンチンのBD生産量は11年で240万トンと、米国310万トン、ドイツ、ブラジル各250万トンに次ぐ、世界4位の地位にある。7%混入の内需90万トンを除く150万トンのほとんどが欧州向けに輸出される。

一方、BEは、およそ100年前から北部(=ブラジル南部と隣接)の砂糖黍を原料に生産されており、10年の生産量は15万トンで、必要ガソリン混入量を下回る状態に留まっている。

### 4 バイオエタノール生産拡大計画

こうした中で、パンパにかかるコルドバ、サンタフェ州を中心にした、トウモロコシを原料とする新たな5つのBE工場新設計画が進んでいる。

具体的には、①AGD(コルドバ州)、②RIOQUART(=リオクアルト、Bio Cuarto、同州)、③ヴィセンティン(サンタフェ州北部)、④AGro octano(=アグロ・オクターノ、検討中)、⑤ACA(=アルゼンチン農協連、コルドバ州ビジャマリア市)の5プロジェクトである。ACAでは、①コルドバ州は港に遠く、トウモロコシのまま輸送するよりも効率化できる、②輸出規制の影響を受けない、③副産物のDDGS(Distiller's Dried Grains with Solubles=穀類蒸留粕)は後背地の酪農地域で活用できるとしている。

### 5 おわりに

もともと欧州では、ガソリン車よりディーゼル車が多いこともあって、バイオ燃料需要はBDの方がBEよりも多い。域内での生産能力は十分にあるが、菜種等の原料不足で、共通バイオ燃料政策(20年までに混合率10%義務化)を達成するには輸入が不可避となっていた。再生可能燃料産業は、近年世界的に見て成長率の高いセクターだったが、穀物メジャーはアルゼンチンから欧州へつなぐBDのサプライチェーンをしっかりと構築、確保し、さらにBEへも食指を伸ばし始めたといえよう。また、アルゼンチン自体がバイオ燃料活用に目覚めたことに注目する必要がある。

(ふじの のぶゆき)

## 農林金融2012年2月号

## 協同組合法の系譜と将来展望

(農林中央金庫 JAバンク統括部 主監 明田 作)

韓国では協同組合基本法が制定されるなど、国際協同組合年に絡んだ動きがはじまっている。わが国においても過去に協同組合基本法や統一協同組合法制の議論があり、国際協同組合年を契機に議論が再び始まるであろう。

しかし、抽象的な論議を避ける意味で重要なことは、現行協同組合法制がよってきたところを踏まえておくことであろう。それは、歴史は繰り返すという意味においてではなく、過去は現在のすべてに組み込まれているし、それは将来をも条件づけるものだからである。そのうえに立ち、かつ、わが国の法体系を考慮に入れるとすれば、先ず必要なのは、個別法か、個別法を統合した単一協同組合法かといった二者択一的発想を捨て去ることである。

## 専門農協論序説

(若林剛志)

本稿の目的は、専門農協の定義とこれまでの論点についてまとめ、今後専門農協を論じるための材料を提供することにある。

論点について、代表的文献から、農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応、両者の強みと弱み、両者の調整の3つを取り上げ検討した。

3つの論点とそこでの具体的検討事項は今なお論点として残るものの、専門農協をとりまく環境が変貌を遂げたため、論点を検討する際に考慮すべきことは変化した。今後専門農協を論じるにあたっては、過去の論点の再検討等を、これまでの変化を踏まえながら理論、歴史、実証等により多角的に論じることが必要であろう。

## 農林金融2012年2月号

## 組合金融論の展開方向

(田中久義)

金融機関の業務や役割については預金先行と貸付先行の2つの理解があり、これらの違いはバランス・シート内の資金の流れの見方の違いをもたらしている。

また、組合金融の基本的な性格を形成している相互金融は、農家貯蓄の増加とともにその性格を弱めてきたと指摘されるが、貸付先行の立場からこれをみれば、その意義はいささかも損なわれていない。

自らの利益を追求する商業的金融とは一線を画する組合金融は、そもそもが共同与信施設であるという主張は現在でも十分な光を放っており、これに貸付先行の考え方を加えて、貸付つまり与信を重視した組織・事業の組み立てが求められる。

## 次期CAP(共通農業政策)改革とEUの財政・成長戦略

(平澤明彦)

EUで検討中の次期共通農業政策(CAP)改革は、EUの財政・成長戦略から大きな影響を受けている。経済金融の混乱による財政制約も相まって、CAP自体の正当化が課題となった。農業部門は公共財供給などの今日的課題を主張してCAPの予算や領域の縮小を避けようとしている。また一連の文書はCAPの目的規定(EU運営条約)からの拡張方向を明示している。

改革の重点は、公共財供給のほか、新規加盟国への対応や、収入リスクへの対応などに移っている。その結果、多面的機能や公正のための予算の再配分が前面に出てきた。

直接支払いについては「緑化」(環境支払い化)、多様化、過去実績方式の廃止、加盟国間較差の縮小が提案された。

農林金融2012年3月号

原発事故の行政対応の問題点と系統機関の支援

(渡部喜智)

福島原発事故により放射性物質の広範な放出が生じ、日常生活と経済活動の破壊が引き起こされた。これに対し、政府の対応は混乱し、地域住民など被害者の人権や生活権、財産権に十全に配慮した政策が、実施されてきたとは言い難い。

本稿では、原発爆発等に備えた法的規定の不備とそれによる政府の不適切な対応、原発事故の被害者救済に関する国の責務・責任と原子力損害賠償法に基づき行われている賠償実施の問題点、原発の安全規制の決定過程の透明性や国民の食と健康の管理についてのリスク・コミュニケーションに関する課題などを明らかにする。そして原発事故による福島県の農業等の被害の現状と、その困難を軽減すべく進められている福島県のJA系統機関の様々な支援活動を述べる。

農林金融2012年3月号

その他の研究成果

(情勢)

- ・大震災からの農業復旧・復興へ向けた農協の取組みについて

(内田多喜生)

- ・東日本大震災からの復興に向けて  
ー農協系統全国機関の取組みー

(岡山信夫)

<市民公開シンポジウム>

- ・福島原発被災からの復興・再生を考える  
ーチェルノブイリの悲劇と教訓をどう生かすかー

(外国事情)

- ・チェルノブイリの25年  
ーベラルーシ・ウクライナ福島調査団に参加してー

(石田信隆)

- ・次期EU共通農業政策(CAP)改革の規則案概要

ー直接支払い、単一CMO、農村振興ー

(平澤明彦)

金融市場

2012年2月号

**潮流** 被災事業者の二重債務問題と地域金融機関  
**情勢判断**

円高・デフレ継続下で着手され始めた増税路線  
**情勢判断(海外経済金融)**

- 1 海外情勢は不透明でも、持ち直す米国経済
- 2 ユーロ圏財政危機における「複数均衡」と「自己実現」
- 3 2012年の中国経済：前低後高となる可能性が高い

**今月の焦点**

2011年の貿易収支の動向と12年の見通し

**分析レポート**

- 1 包括緩和政策下でのマネタリーベースの動き
- 2 リオ+20とグリーン経済の動向
- 3 COP17の合意内容と日本の課題

**連載**

- 1 経済指標の窓 財政関連指標③  
健全化判断基準と再生判断基準
- 2 経済金融用語の基礎知識  
市場による金融政策変更の予想を反映するOIS

**海外の話題**

燃えよ！イヤー・オブ・ザ・ドラゴン

2012年3月号

**潮流** 重大な影響もたらす国際収支構造の変化  
**情勢判断**

復興需要と輸出動向が握る2012年度の国内景気  
**情勢判断(海外経済金融)**

- 1 持ち直しの動きが続く米国経済
- 2 経済成長への配慮を迫られるユーロ圏
- 3 中国経済：2012年前半が景気の底となる可能性が高い

**今月の焦点**

長期緩和姿勢を強めた米国の金融政策

**分析レポート**

- 1 「中長期的な物価安定の目途」と今後の金融政策運営
- 2 省エネ推進が期待される「復興支援・住宅エコポイント」
- 3 邦銀の日本国債への投資行動と自己資本比率規制

**連載**

経済金融用語の基礎知識  
通貨安見込みに左右されるキャリートレード

## 300年にわたり連綿と継承されている循環型農業

埼玉県川越農林振興センター三富農業・平地林活用担当 担当部長 岡本幸教

埼玉県の南西部、都心から約30kmに位置し、所沢市と三芳町に広がる「三富新田」<sup>さんとめしんでん</sup>は、鉄道や高速道路が整備され市街化が進む周辺5市町で約100万人を擁する地域の中にあります。江戸時代の元禄9年(1696年)に川越藩主柳沢吉保の命により開墾された約1,400haの畑地帯で、今日でも県内トップの露地野菜産地を形成しています。三富の名の由来は、「論語」子路編のくだりから、地域の経済・文化が豊かになることを願って藩主自らが命名したものです。中央に農民の菩提寺として多福寺が建立され、これを中心とし幅6間(約11m)の道路が3方向に設けられた。道の両側に間口40間(約72m)、奥行き375間(約675m)の短冊形で一戸当たり5町歩(約5ha)の地割がなされています。

地割は、道より屋敷林、畑、平地林(ヤマ)が一体となって整備され、見事な景観を保っています。三富新田がある武蔵野台地は、茅に覆われた関東ローム層の赤土のやせた土地で、水に苦勞した地域でありました。このため、土壌の改善を図り防風林と生活のための薪燃料として利用できるクヌギ・ナラなどの樹木が入植に合わせて植栽され、平地林を形成しました。「1反のヤマの落ち葉が、1反の畑には必要。」と言われ、300年以上経った今でも多くの農家はこの落ち葉堆肥を利用した循環型農業を継承しています。

これまで、三富新田が首都圏の緑のオアシスとして維持されてきた背景は、地力が低くヤマと一体で耕作を行っている経営形態が理

解され農地解放から免れたことや、昭和30年代のニュータウン構想が住民の強い意志により消滅したことによります。

しかし、バブル期になると、都市近郊のため土地の評価額が高まり、相続に伴いヤマが産業廃棄物処理施設、倉庫等に転用される事例が増えてしまいました。

その改善を図るため、住民から産業廃棄物処理施設の撤去や相続税対策による平地林の保存等を求める農家の熱心な要望が国・県等に寄せられました。平成13年には森林法の一部改正により、相続税の優遇措置が講じられるようになりましたが、農家には相続税はまだまだ重い荷物となっている現状です。

このため、平成14年より三富新田とその周辺地域の総合的な農業振興を図ることを目的に農家や関係機関等による三富地域農業振興協議会が設置されました。協議会では、農家と都市住民によりヤマを適正に管理し、ヤマの落ち葉を最大限に活用した循環型農業を維持継承していくための「協働活動」を進めています。協働活動である「落ち葉掃き」作業等の支援を行う都市住民の登録は、1,100名を超え大きな力となっています。

開拓以来、連綿と継承される農業を支える農家の方々のたゆまぬ努力により、農村文化、環境、歴史が自然と調和しており、この価値や魅力を今後とも引き継いでいくことが私たちに科せられた課題と考えております。

(おかもと ゆきのり)

---

農中総研 調査と情報 | 2012年3月号 (第29号)

---

編集・発行 **農林中金総合研究所**  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12  
Tel.03-3233-7759 Fax.03-3233-7791  
URL:<http://www.nochuri.co.jp>  
E-mail:[tange@nochuri.co.jp](mailto:tange@nochuri.co.jp)